■Article(vol.33)■……

満期保険金に係る「収入を得るために支出した金額」とは？
－受取人以外の法人が支払った保険料を控除できるか－

税理士　朝倉洋子

……

保険商品に係る税務は、近時、複雑・多様化しており、生命保険契約に係る税務について、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、満期保険金受取人、保険料負担者がそれぞれ異なる場合、所得税、法人税等の各税目間で異なる課税関係が発生しており、これらのすべてに係る課税関係については、法令・通達上、明確ではなかったところ、本年７月29日、福岡高裁において満期保険金を受け取った個人の一時所得の金額を計算するに当たり、「収入を得るために支出した金額」として、受取人以外の法人が過去に損金の額に算入した保険料を、収入金額から控除することができるという判断が下された（最高裁に上告受理申立て中）。

本件は、納税者らが経営する法人Ａ社が契約者となり、納税者らとＡ社が保険料を各２分の１ずつ負担した養老保険契約の満期保険金を受領した納税者らが、Ａ社が過去に負担した部分も含む保険料全額を、所得税の一時所得の金額の計算上「収入を得るために支出した金額」として控除し、確定申告をしたところ、Ａ社が負担した２分の１の保険料は、控除できないとして更正処分等を受けたため、その取消しを求めて提訴し、一審の福岡地裁が請求を認容して課税処分の全部を取り消したため、税務署長らが控訴したという事案である。なお、この養老保険契約の支払保険料の経理処理については、その２分の１を保険料として損金処理し、残りの２分の１の保険料については、納税者らに対する貸付金等の科目で経理処理されたため、実質的に納税者らが負担したという扱いとなっていたが、納税者らは、満期保険金を受け取ったときに、これを返済している。

争点は、Ａ社が損金処理をした保険料（保険料総額の2分の1）は、納税者らの一時所得の金額の計算上控除できる「収入を得るために支出した金額」に当たるか否かである。

福岡高裁は、次のように判示して納税者の主張を認容した。

「一時所得については、その発生の態様がさまざまであることからして必要経費が一義的に算出しうるか疑問があるうえ、特に、本件のような養老保険契約に基づき支払を受ける満期保険金の場合には、収入と必要経費との関係が直接的でないことからして、「その収入を得るために支出した金額の合計額」と定義したところで、その文言だけでは、その一時所得の金額の計算上控除される保険料等は、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

その一時金を取得した者自らが負担したものに限られるのか、それとも、その生命保険金等又は損害保険金等の受給者以外の者が負担していたものも含まれるのかについては、法文上必ずしも明らかではないというしかないのである。

したがって、「収入を得るために支出した金額」として控除できるのは、当然、所得者本人が負担した金額に限られるとする控訴人の主張は採用することができない。

所得税法施行令１８３条２項２号本文は、生命保険契約に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定めており、同文言を素直に読むと、原判決が判示するとおり、所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとする解釈に軍配を上げざるをえない。」

この事件で争われている養老保険のような契約類型の場合、法人が過去に負担し、損金の額に算入済みの保険料を、満期保険金を受け取った個人の一時所得の金額の計算上、どのように処理するかについては、法令・通達ともに具体的に定められていない。

役員又は従業員の側において給与課税されていなかったにもかかわらず、これを収入金額から控除することについては、自ら負担したものではないので、所得税法３４条２項に規定する「収入を得るために支出した金額」に算入することはできないとする否定的な解説もみられる。

また、施行令の文理解釈上、少額不追及の趣旨からという法律解釈も示されていたところである。

しかし、福岡地裁に続き、福岡高裁は、所得税法施行令１８３条２項２号本文は、生命保険契約に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定めており、この条文を素直に読むと、福岡地裁判決が判示するとおり、所得者本人負担分に限らず、保険料等の全額を控除できるとする解釈を支持した。

本件は、最高裁に上告受理を申し立てているとのことなので、最終的には、その判断を待たなければ確定はしないが、実務に非常な影響がある裁判として、その行方を注目したい。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。